

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和3年10月8日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

しずてつストア島田東店 島田市東町2662ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社伸光 島田市東町181 代表取締役 大久保宣弘

3 変更事項

(1) 施設の運営方法に関する事項

ア 荷さばきを行うことができる時間帯

項目	変更前	変更後
荷さばき施設1	6:00~22:00	6:00~22:00
荷さばき施設2	6:00~20:00	6:00~20:00
荷さばき施設3	8:00~18:00	6:00~22:00

4 変更年月日

令和3年10月15日

5 届出年月日

令和3年9月27日